

農業委員会報 45号

編集と発行 令和3年3月 茨城町農業委員会/東茨城郡茨城町小堤1080(茨城町役場内)
電話(029)240-7117(直通)



東ヶ崎直人さん(下飯沼)

地域の担い手紹介

下飯沼の東ヶ崎直人さんは、米と栗の栽培を中心にやっている専業農家です。耕作面積は田が16町歩、畑が3町歩ほどで、田は直人さんと父親を中心に、畑は母親と奥さんも加わり4人で作業をしています。

以前は、会社員として働いていましたが、親が高齢になってきたこともあり、35歳で農業をはじめました。また、下飯沼栗生産販売組合に加入し、組合の一員として飯沼栗を生産。飯沼栗は地理的表示(GI)保護制度※に登録されており、東京の市場を中心に出荷しています。東ヶ崎さんは高品質な栗の栽培を心がけていきたいと話していました。

今後の目標は、「父の規模の3倍稼ぐこと」。東ヶ崎さんの今後の活躍に期待です。

※地理的表示(GI)保護制度…高い評価を獲得している農林水産物や食品の名称を品質基準とともに国に登録し、知的財産として保護するものです。

主な内容

○地域の担い手紹介……………	表紙
○会長あいさつ……………	
担い手への農地集積・集約化の推進…	2頁
○農地中間管理機構のしくみ……………	3頁
○農業者年金制度紹介……………	4頁
○賃借料・標準農作業料金……………	5頁
○お知らせ……………	6頁

会長あいさつ



茨城町農業委員会
会長 箭原 和敏

農家の皆様には、日頃より町農業委員会の活動に対し、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

昨年から続く新型コロナウイルスウィルス感染症の影響で、農畜産物の需要の落ち込みによる収入の減少など農業経営は大変厳しくなっております。感染拡大の終息に向けて、一人ひとりが手洗いの励行や三密の回避等、感染予防の徹底に努めたいところであります。

このような状況下において、農業委員会の活動も感染防止に努め、自粛等により制限がありました。が、農業委員と農地利用

最適化推進委員とが連携し、農業委員会会議や農地パトロール等を実施してまいりました。

また、農地利用の最適化の推進についても、認定農業者など担い手への農地集積と遊休農地の解消活動を行いました。

現在の町の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手の減少、遊休農地の増加等のほか、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行など様々な課題を抱えております。

私たち農業委員・農地利用最適化推進委員は農業者の代表としての自覚と信念を持ち、委員同士の連携を図りながら、皆様の農業経営の向上が図られるよう、これらの課題に取り組みまいりますので、今後ともより一層のご理解とご協力をよろしくお願いたします。

担い手への農地集積・集約化の推進

担い手への農地集積・集約化の現状

農業委員会では、効率的かつ安定的な農業経営のために農地利用の最適化の推進の1つとして、担い手への農地集積・集約化を進めております。担い手への農地集積・集約化とは、農地を相続した会社員の方や農業経営をリタイアする方などの出し手農家の貸付希望農地を、経営規模拡大意向のある担い手に集めることです。

茨城町の担い手への農地集積の現状は、令和2年3月時点で1215ヘクタール、集積率23.9%となっております。令和5年度末目標の1850ヘクタールを目指し、今後も委員間の連携をさらに強化しながら、農地集積・集約化に取り組む必要があります。



農業委員会の業務

- 農地関係
 - ・農地法に基づく農地等の利用関係調整に関する事
 - ・農業経営基盤促進法に基づく利用権促進事業に関する事
 - ・遊休農地対策に関する事
- 農地等の利用の最適化の推進関係
 - ・農地の集積・集約化
 - ・遊休農地の発生防止・解消
 - ・新規参入の促進
- 農政関係
 - ・農政に関する意見の提出
 - ・農業者との意見交換会の実施
- その他の法令に基づく業務
 - ・家族経営協定に関する事
 - ・農業者年金に関する事
 - ・農業者のための調査研究に関する事 (農作業標準作業料の設定等)
 - ・農業者に対する啓発宣伝に関する事 (会報の発行等)

全国農業新聞

農業をとりまく様々な情報や、農業経営に役立つ新しい知識・技術をお届けします。

- ◎発行日 毎週金曜日
- ◎購読料 月額700円
- ◎申込先 農業委員会事務局

農地中間管理機構のしくみ

茨城県農地中間管理機構（公益社団法人 茨城県農林振興公社）では、農業経営の縮小やリタイアする方などから農地を借り受け、地域の担い手となる農家へ貸し出す、農地中間管理事業を行っています。

公的機関が
間に入るの
で安心

農地バンク（農地中間管理機構）

借受と転貸

- ・市町村・農業委員会と連携し、農地の集積・集約を進めます。
- ・担い手にまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けます。
- ・簡易な条件整備を行います。（受け手の要望により）



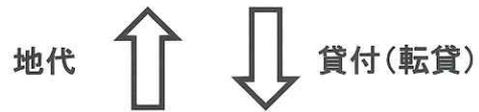
出し手

- 規模縮小
- 経営転換
- 農地相続
でお困りの方



農地を貸したい人

- ・貸付期間終了後、農地は確実に出し手に戻ります。
- ・貸付期間終了後、継続して貸し付けすることもできます。
- ・設定した地代は機構から確実に支払われます。
- ・契約中に担い手が引退しても、機構が次の担い手を探します。



受け手

- 規模拡大
- 新規参入
をお考えの方



農地を借りたい人

- ・長期の借入期間により（原則10年）安定した営農が可能です。
- ・分散した農地の集約化が可能となり、作業効率や生産性の向上につながります。
- ・地代は機構にまとめて支払い、機構が出し手へ個別に支払います。

借り受ける農地の基準・確認事項

- ・農業振興地域内の農地であること
- ・再生作業が著しく困難な農地ではないこと
- ・土地改良区賦課金の滞納や農地の差押えがないこと
- ・概ね2.5m以上の公道に接していること
- ・隣接地との境界が明確であること

農地を守るためには、担い手に農地を集積し、有効利用することが今後より一層求められます。

詳しくは下記へご連絡ください。

茨城県農地中間管理機構

☎029-350-8687

茨城町農業公社

☎029-215-8002

茨城町農業委員会事務局

☎029-240-7117



農業者年金

農業者年金は、安定した老後の生活を送るため、国民年金に上乗せした公的な年金制度です。

～こんな方が加入できます～

- ①20歳以上60歳未満の方
- ②国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- ③年間60日以上農業に従事

※国民年金の付加年金への加入が必要です。

Point1

少子高齢化に強い**積立方式**

自分の老後は自分で守る

Point2

保険料は**月額2万円～6万7千円**で自由に選択

一定の要件を満たせば**国庫補助**が受けられます

Point3

支払った保険料は、**全額社会保険料控除**の対象

加入で大きな**節税効果**

Point4

終身年金

80歳前に亡くなられても**死亡一時金**が支払われます

農業者年金を受給されている方は現況届を忘れずにご提出ください！

農業者年金の受給権者は、毎年現況届を提出することになっています。これは受給権の確認を行うもので、期日までに提出がないと年金の差し止めとなる場合がありますので、必ずご提出ください。

現況届の用紙は5月末に農業者年金基金から送付されますので、町農業委員会事務局へご提出をお願いいたします。

【提出期間】6月1日～6月30日

農地の権利移動には農業委員会の許可が必要です！

農地の贈与や売買、貸借権の設定、転用等をするときには、農業委員会の許可が必要です。農地とは、登記簿地目に限らず、現況が農地形状である土地も該当します。

農地の所有権移転、耕作権の設定・・・農地法3条許可申請
自己所有農地を自らが転用・・・農地法4条許可申請
権利の移転、設定を伴う転用・・・農地法5条許可申請

締切日と総会日

申請の締切 毎月10日

農業委員会総会 毎月25日

※土日、祝祭日の場合は翌開庁日となります。

《お知らせ》

令和2年度から、権限移譲により4ha以下の農地転用の許可が、町農業委員会の許可になりました。

茨城町農地の賃借料

この農地賃借料は、令和2年1月から令和2年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準です。

	締結（公告）された地域名	平均額（円） ／10a	最高額（円） ／10a	最低額（円） ／10a	データ数 （件）
田の部	長岡地区	13,500	18,500	9,400	20
	川根地区	12,500	16,000	8,500	41
	上野合地区	12,900	18,800	5,900	6
	沼前地区	19,400	25,000	12,500	4
	石崎地区	15,500	20,000	6,000	48
	茨城町全域	14,800	25,000	5,900	119
畑の部	長岡地区	8,400	30,000	2,800	32
	川根地区	9,100	10,000	3,000	3
	上野合地区	8,700	20,000	1,900	43
	沼前地区	13,500	30,000	8,800	57
	石崎地区	9,200	10,000	3,000	9
	茨城町全域	9,800	30,000	1,900	144

注意事項

1. データ数は、集計に用いた筆数です。
2. 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、**60kg当り12,500円**（令和2年度JA水戸の仮渡し概算金額）に換算しています。
3. 平均額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
4. この情報は個別の農地の賃借料を規定するものではありませんので、圃場の状態等を考慮し、**当事者間で協議してください。**

茨城町標準農作業料金

	作業内容	単位	標準料金（円）
田の部	育苗（中苗購入種子使用）	1箱	750
	耕起	10a	5,500
	あぜ塗り（片面）	1m	50
	代かき	10a	8,000
	機械田植え（苗代別）	10a	7,000
	肥料散布（肥料代別）	10a	2,000
	機械刈取（コンバイン）	10a	20,000
	乾燥・調製（もみすり含む）	60kg	2,000
畑の部	もみすり	60kg	1,000
	耕起	10a	6,000

茨城町標準農作業料金は、農業の方が農作業の受委託契約を結ぶ場合に標準となる料金です。適用地域は茨城町全域となります。

注意事項

1. 本表は消費税抜きで作成していますので、必要な方は消費税を加算してください。
2. この額は標準額ですので、圃場の状態や作業の難易などで上記の金額によるのが適当でない場合は、**当事者間で協議してください。**
3. 農作業料金については、令和2年10月基準「茨城県最低賃金（時給）851円」を参考にしてください。

お知らせ

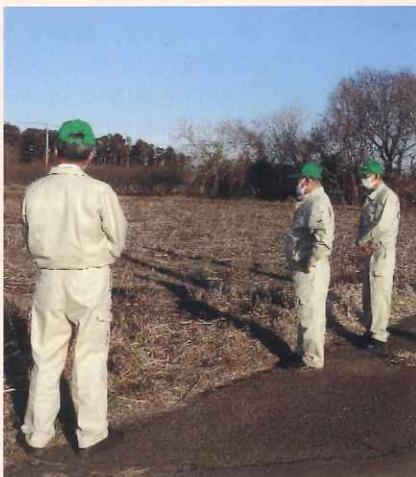
農地パトロール実施中

やめよう！不法投棄



近年、違反転用や不法投棄の報告が増えています。農業委員会では、そうした事案を早期に見出し、原状回復を進めるため、農地パトロールを行っています。許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、農地転用許可申請の計画どおりに転用していなかった場合には、農地法に違反することとなり、工事中止、原状回復等の命令がなされる場合があります。また、罰則の適用もあります。また、(3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金)

利用状況調査



遊休農地の実態把握と発生防止・解消指導や農地の違反転用発生防止等のため、農業委員と農地利用最適化推進委員が事前調査をもとに、毎年7月から8月にかけて、農地法第30条に基づき農地の利用状況調査を行っています。利用状況調査により、作付していることが確認されない農地を対象に、今後の利用意向の把握のため、12月から1月頃に利用意向調査を実施しています。荒れてしまった農地は、病害虫の発生の原因や、有害鳥獣の隠れ家となる恐れもあり、周辺の耕作者に迷惑をかけるだけでなく、景観や生活環境の悪化にもつながりかねません。適正な管理をお願いします。

農耕車に付着した泥処理について

農耕用車両での農作業後、田畑から道路へ出る前には、必ず機械の泥や土を落としてから道路を走行していただくようお願いいたします。道路に落ちた大きな泥や土のかたまりは、通行の妨げや交通事故の原因にもなるため、大変危険です。道路に泥や土を落としてしまった場合は、落とした泥の清掃をするなどのご協力をお願いいたします。



編集後記

令和2年度から農地転用の許可が県から町農業委員会に権限移譲され、これまで以上に責任感を持ち審査にあたっているところです。現在は新型コロナウイルス感染症により大変な状況が続いていますが、ともに力を合わせ乗り越えていきましょう。また、今回、取材を受けてくださった東ヶ崎さん、本当にありがとうございます。

広報委員長 小橋 長能